

水道事業と簡易水道事業の事業統合について

1 今までの経過

- ・令和8年3月2日 建設産業常任委員会において、公営企業経営戦略の改定の中で説明

2 簡易水道事業に対する国の方針

- ・平成19年度から平成28年度まで、簡易水道事業の事業統合が推進された。
- ・具体的には、一定の要件に該当する簡易水道事業について、令和元年度までに事業統合を行わない場合、国庫補助金の交付対象としない措置が講じられた。
- ・これにより、事業統合が大きく進展した。

(簡易水道事業数 平成18年度：7,630事業 ⇒ 令和5年度：2,302事業)

出典：日本水道協会「水道統計」

3 事業統合の目的

- ・水道事業の経営基盤を強化するとともに、経営の効率化を図り、将来にわたり安定的にサービスを提供することを目的とする。

4 事業統合の効果

- (1) 隣接する区域の施設統合や管路接続が可能となる。
- (2) 国庫補助金の交付対象となる。
- (3) 事務の効率化を図ることができる。

5 事業統合方法

- ・水道事業に一本化し、簡易水道事業は廃止する。

6 今後のスケジュール（案）

令和8年10月～	県との協議
令和8年12月	条例改正案提出
令和9年4月	事業統合